

にかほ市教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	にかほ市教育委員会
任命権者	にかほ市教育長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
障がい者雇用に関する課題	にかほ市では、障害者の雇用の促進等に関する法律第 42 条第 1 項の認定（以下「特例認定」）を受け、市長部局、教育委員会が連携しながら、障がい者雇用に取り組んでいる。 令和 6 年度におけるにかほ市教育委員会の実雇用率（1.5%）は、法定雇用率（2.7%）を下回っており、また特例認定による市長部局を含めた実雇用率 2.78% は、法定雇用率 2.8% をかろうじて達成した状況である。令和 8 年 7 月には法定雇用率が 3.0%（教育委員会 2.9%）に引き上げられることから、会計年度任用職員における障がい者雇用枠の確保、障がい者の職場定着に向け、計画的かつ継続的な雇用を行うとともに、職員の相互理解に努め、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組む必要がある。
目標	
(1)採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 （参 考）法定雇用率 令和 7 年度 2.7% 令和 8 年 7 月以降 2.9% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
(2)定着に関する目標	【定着率】 不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報時に、前年度採用者の定着状況や離職理由を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、教育委員会教育総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、迅速に選任し、秋田労働局からの案内による障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属される部署の職員を中心に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等への参加促進を図る。 ○市長部局及び組織外の関係機関と連携し、関係者間において情報を共有する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

	○現に勤務する障がい者や今後採用される障がい者の能力や希望等も踏まえ、業務選定や職務の創出等について検討を行う。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○新規に採用した障がい者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○会計年度任用職員の募集案内等に関し、障がい者が情報を得られるように努める。 ○会計年度任用職員の採用選考に当たり、障がい者の積極的な採用に努める。
(3)働き方	○障がい特性に応じ、勤務時間の変更に柔軟に対応する。 ○時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの休暇の利用について周知を図り、各種休暇の利用を促進する。
(4)その他の 人事管理	○定期的な面談設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な取り組みを行う。
その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。